

持続可能な町づくりを考える 町民懇談会

R3.11.9／11.10

斜里町

本日のプログラム

1. 町長ごあいさつ (10分)

2. 説明 (40分)

1) 「アクションプラン」の進捗状況

2) 「過疎地域指定」を受けて何が変わる？

3) 町財政のその後
～コロナ禍、過疎地域指定を踏まえて

3. 休憩 (10分)

4. 質疑応答／懇談 (45分)

第6次斜里町行政改革実施計画

1. 「アクションプラン」の 進捗状況

「アクションプラン」の進捗状況①

なぜ「アクションプラン」を策定したのか？

令和5年度にも財政調整基金（調整資金）の枯渇の見通し



「第6次斜里町行政改革実施計画（H31-H35）」の行動計画として、特に財政健全化に寄与する項目に重点を絞って具体化をはかった。

考え方

1. 経常的な収支のバランスを確保
2. 企業会計・特別会計の独立採算制を再認識
3. 投資財源の必要性
4. 臨時的な財源の位置づけ

「アクションプラン」の進捗状況②

アクションプラン 歳出の抑制①

実施項目	項目概要	現状 (R3.10月末)
国保病院経営の改善による繰入金の抑制	①「経営改善に向けた緊急的な取り組み」の実行 ②病院会計への繰出金のシーリングの設定	① 病棟再編・病床数の適正化 (R3.7/R3.10) 一般病床60床→55床 (急性期41床、回復期14床) 療養病床51床→40床 計111床→95床 外来診療時間の適正化 (R3.4) 保険調剤薬局の導入 (R3.4) ②一般会計からの 繰出金上限5.5億円 (R2～)
下水道使用料の改定 (企業会計への移行)	①下水道料金改定を令和4年度に行う。 ②企業会計への移行に向けて、資産の整理、確認を行い、計画的な修繕、改修を進める。	①料金改定に向けて、住民、利用団体への説明会を実施。(R3.8) 公共料金等審議会にて諮問通り答申。(R3.10)
高齢者施策等の全面的な見直し	①敬老事業助成金対象者の変更。 ②敬老祝金の支給対象者、支給金額の変更。 ③介護保険低所得者支援の見直し。 ④国民健康保険料独自減免の廃止。	①実施済み (R2～) ②実施済み (R2～) ③実施済み (R3～) ④実施済み (R3～)

「アクションプラン」の進捗状況③

アクションプラン 歳出の抑制②

実施項目	項目概要	現状 (R3.10月末)
団体運営補助金の適正化	①団体運営補助金の10%程度の削減。	①実施中 (状況によって3年間での実施)
投資的事業の抑制と大型事業の中止	①長寿命化や施設の統廃合などを計画的に実施。 ②斜里中学校グラウンドの人工芝化の中止。 ③道路・橋梁の整備は、維持管理事業を優先。	① 公共施設等総合管理計画の見直し (R3実施中) ②斜里中グラウンド改修は終了 (舗装部分修繕はR4まで)
広域化や共同化による効率的な行政に向けた準備	①網走圏域での「定住自立圏」の勉強会に参加 ②ごみ処理における広域処理の導入の検討 ③斜里郡三町の社会教育分野の施設共同利用	①「 定住自立圏 」にかかる勉強会、協議に参加。 ② 一般廃棄物中間処理の広域化 を協議中(1市5町) ③検討継続 ④ 基幹相談支援センターの設置 (1市4町、R3.8～) 下水道汚泥処理の共同化 (網走市、R3.10～) など
民間委託の具体的検討	①居宅介護支援事業所、学校給食調理業務・図書館等窓口業務の民間委託の実施に向けた検討。	①検討継続

「アクションプラン」の進捗状況④

アクションプラン 歳入の確保①

実施項目	項目概要	現状 (R3.10月末)
「企業版ふるさと納税」の導入	①令和2年秋からの募集開始。	①R2実績1件 300千円 R3実績2件 2,495千円
「リワード（返礼品）付ふるさと納税」の導入	①令和2年12月からの募集開始。	①R2実績 517件 13,795千円 R3実績(10月末) 799件 16,752千円
「ガバメントクラウドファンディング」の導入	①令和3年度からの募集開始。	①「 鮭がのぼる川を復活させたい！プロジェクト 」 寄附件数95件 2,566千円 (達成率85%)
「宿泊税」の導入	①令和4年度以降の導入を目指す。	①「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、導入を延期（総務省、北海道との協議は継続）

「アクションプラン」の進捗状況⑤

アクションプラン 歳入の確保②

実施項目	項目概要	現状 (R3.10月末)
使用料・手数料の見直し	①第6次行政改革で予定したR5年度から1年度前倒して実施。	①「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、実施時期保留
町税等の収納率の維持向上	①対応のマニュアル化、研修の実施を進め、徴収担当の能力向上をはかる。 ②債権管理条例の整備。	①内部研修の実施 (R2: 5回、R3: 4回) ②検討継続
町有財産の有効活用	①伐期を迎えた町有林、学校林の「立木売払い」による売却。 ②利用の予定のない町有地、町有財産の売却。	①「立木売払い」の開始 (R3～) ②町有財産売却 R2 旧豊里小学校敷地ほか、3件 1,663千円 R3 旧以久科小学校ほか、3件 14,586千円
安全かつ効率的な基金運用と、資金調達コストの削減	①国保病院会計の運転資金の確保に向けた、財政調整基金を活用した資金貸付。 ②基金等資金の有効な運用。	①国保病院会計運転資金の貸付 (R2: 60,000千円) ※ 基金の繰替運用は回避 ②検討継続

斜里町の財政が厳しい要因

1. **過疎対策事業債**、合併特例債という有利な起債を使うことができないことなどにより、**基金**（貯金）が**管内最低レベル**
→ **過疎地域指定を受けたが、基金残高はまだ管内で最低**
2. **少子高齢化、人口減少**の影響や、賃金単価の増など社会の変化に伴う、**経常収支バランス**の崩れ
→ **経常収支バランスの改善途上**
3. **病院**事業会計、**下水道**事業会計などの収支バランスの崩れに伴う**繰出金**の増加
→ **改善策への取り組みが緒についた**
4. **新型コロナウイルスの影響**による観光業、商工業等への多大な影響と、これに伴う**税収等の大幅減**
→ **今後の影響を懸念**

引き続きアクションプランの取り組みが必要

「アクションプラン」の進捗状況⑦

アクションプラン 令和4年度以降の主な取り組み（予定）

実施項目	項目概要
国保病院経営の改善による繰入金の抑制	○地域包括ケアシステムの構築とその中での国保病院の役割の明確化
下水道使用料の改定	○令和4年4月から約20%の料金改定 ○令和6年4月の公営企業会計移行に向けた作業の開始
広域化や共同化による効率的な行政に向けた準備	○令和4年度に、網走市との「定住自立圏」協定を締結。 ○引き続き一般廃棄物処理施設の広域化に向けた協議
「宿泊税」の導入	○導入年度を令和5年度に延期。使途などについて関係者との協議を進める。
使用料・手数料の見直し	○実施年度を令和5年度に延期。

2. 「過疎地域指定」を受けて 何が変わる？

「過疎地域指定」を受けて何が変わる①

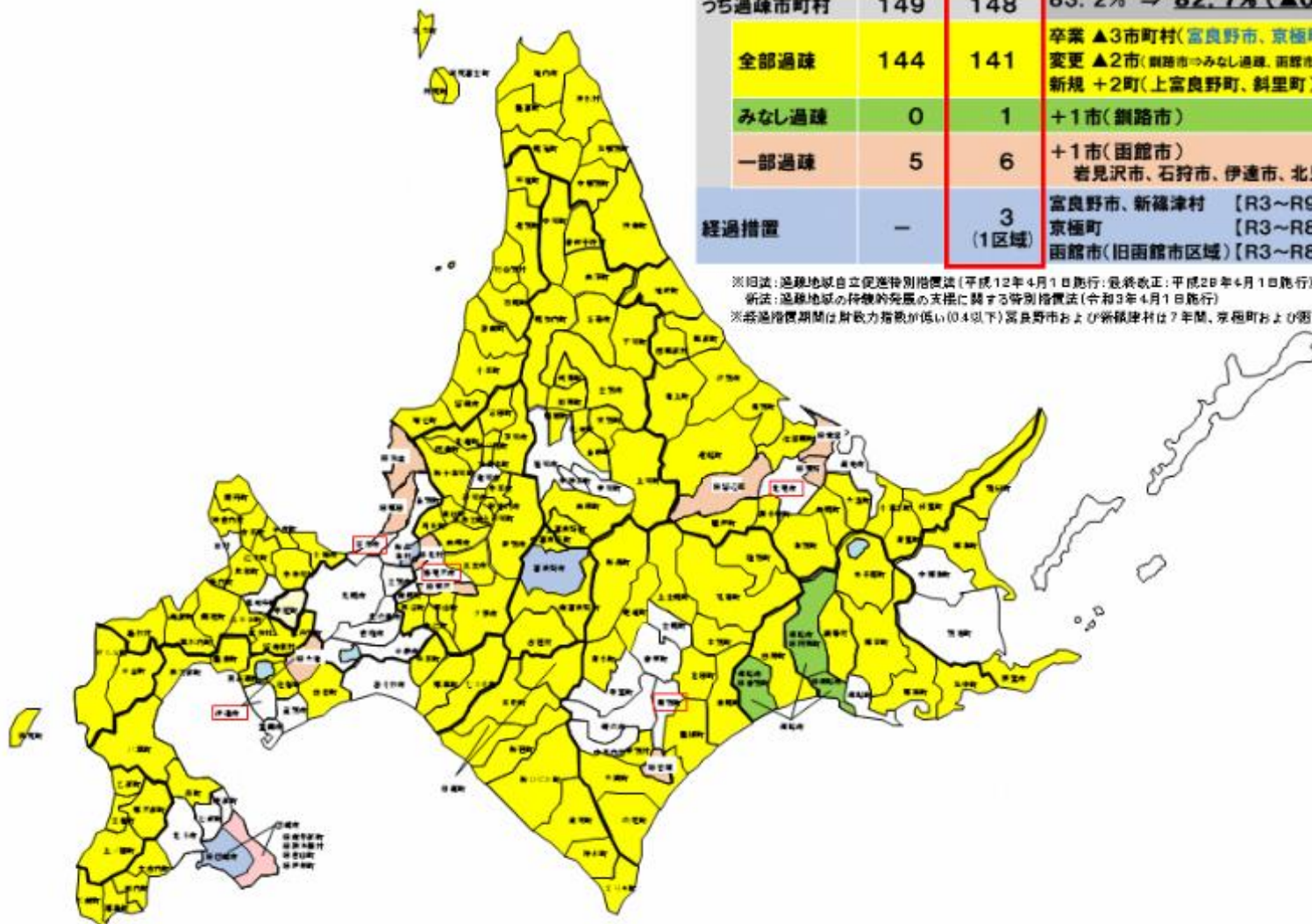
北海道内の過疎市町村【令和3年4月1日現在】

区 分	旧法	新法	備 考
道内市町村	179	179	道内全市町村に占める過疎市町村の割合 83.2% ⇒ 82.7% (▲0.5)
うち過疎市町村	149	148	
全部過疎	144	141	卒業 ▲3市町村(富良野市、京極町、新羅津村) 変更 ▲2市(釧路市⇒みなし過疎、函館市⇒一部過疎) 新規 +2町(上富良野町、斜里町)
みなし過疎	0	1	+1市(釧路市)
一部過疎	5	6	+1市(函館市) 岩見沢市、石狩市、伊達市、北見市、幕別町
経過措置	—	3 (1区域)	富良野市、新羅津村 【R3～R9:7年間】 京極町 【R3～R8:6年間】 函館市(旧函館市区域)【R3～R8:6年間】

※旧法：過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行;最終改正：平成28年4月1日施行)

新法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)

※経過措置期間は財政力指数が低い(0.4以下)富良野市および新羅津村は7年間、京極町および函館市は6年間



「過疎地域指定」を受けて何が変わる②

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」に基づく施策

※ 令和3年度～令和12年度（10年間）の時限立法

1. 国の補助のかさ上げ等
2. 過疎対策事業債 充当率100%、元利償還金の7割を交付税措置
3. 都道府県代行制度：基幹道路、公共下水道
4. 金融措置：政府系金融機関等の資金確保
5. 税制措置：所得税・法人税に係る減価償却の特例 等
6. 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税による減収補填措置
その他、過疎対策のための国庫補助金
(過疎地域等自立活性化推進交付金 補助率 定額・1/2・1/3)

イメージ

頭金なし、ローン返済額の7割が戻ってくる

「過疎地域指定」を受けて何が変わる③

「起債（地方債）」とは

地方公共団体が財政上必要とする資金を調達するための**借入金**。

建設事業などでは、多額のお金を必要とすることから、**将来活用する町民の皆さんにも経費の一部を負担することが公平**であるとの考え方から後年度の返済を考慮しながら計画的に借入れをしています。

原則（地方財政法）

第五条 地方公共団体の歳出は、**地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない**。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 公営企業に要する経費の財源
- 二 出資金及び貸付金の財源
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源
- 五 **公共施設又は公用施設の建設事業費**及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源

基本は
借金

維持経
費等は
対象外

将来の
人口
減少



利用は
計画的に

「過疎地域指定」を受けて何が変わる④

過疎対策事業債（過疎債）の対象事業

産業振興施策等

- 産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道
- 地場産業の振興に資する施設
- 観光、レクリエーションに関する施設など

厚生施設等

- 下水処理のための施設
- 一般廃棄物処理のための施設
- 消防施設
- 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- 保育所、児童館 など

交通通信施設

- 市町村道及び市町村が管理する都道府県道、橋梁
- 電気通信に関する施設
- 除雪機械 など

教育文化施設

- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校
- 学校給食施設・設備、教職員住宅
- 図書館、公民館、その他の集会施設
- 地域文化の振興等を図るための施設 など

その他

- 集落再編整備
- 自然エネルギーを利用するための施設

過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業

※ 金額は算定式による上限あり（R3.斜里町 47,100千円）

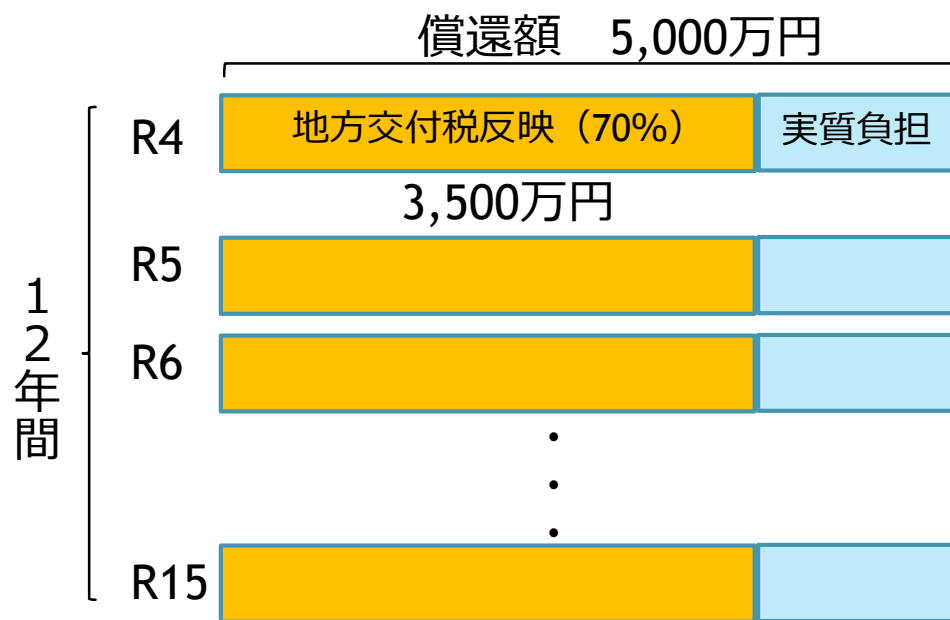
対象が多く新規事業にはほぼ使えない

活用できる**対象事業**が、他の起債と比べて**広い**

「過疎地域指定」を受けて何が変わる⑤

過疎対策事業債（過疎債）の効果①

例：過疎債を活用して6億円を起債（借金）。
12年償還（毎年5,000万円）とする。
（※ 据え置き期間、利息等は考慮しない）

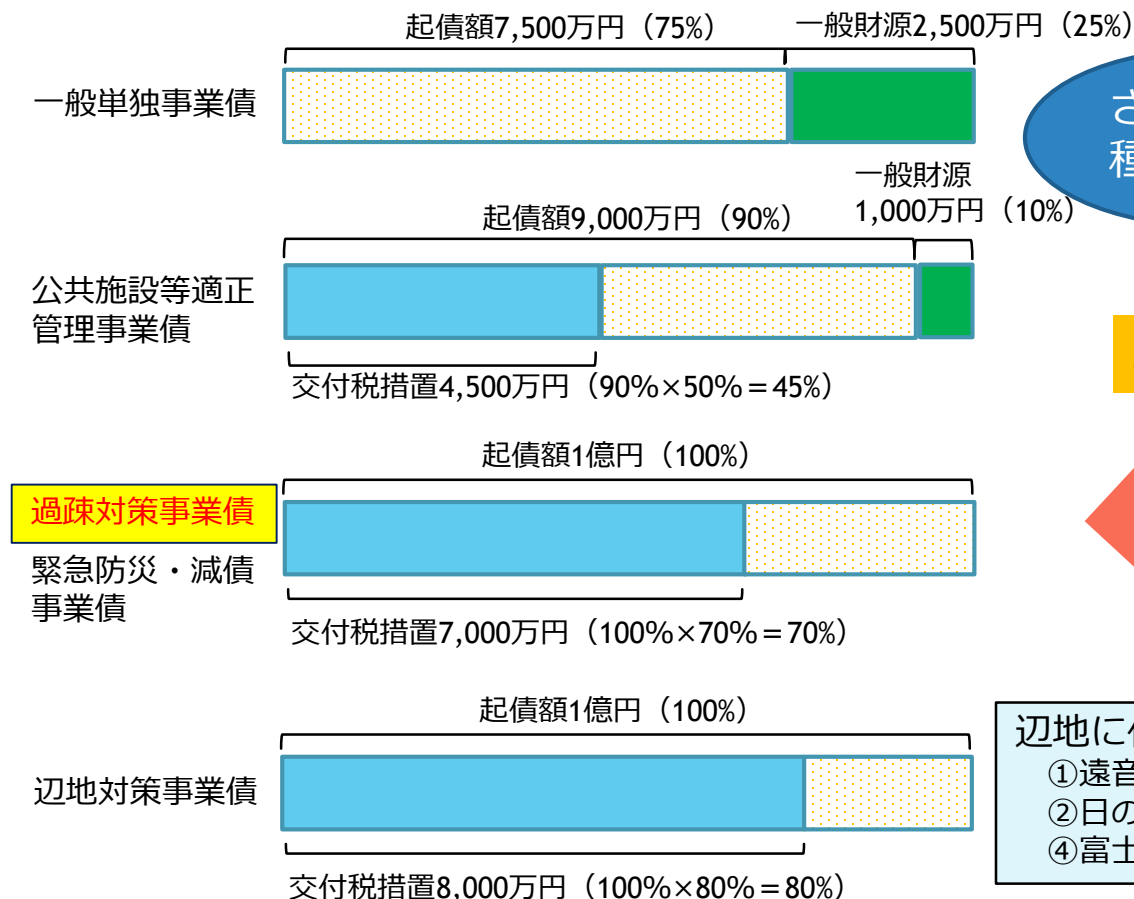


12年間で実質**4.2億円**が**交付税**に積算される

「過疎地域指定」を受けて何が変わる⑥

過疎対策事業債（過疎債）の効果②

例：起債対象事業費：1億円



さまざまな種類の起債

過疎債へ

辺地に位置付けられる地域を対象

- ①遠音別辺地（ウトロ、岩宇別など）
- ②日の出峰浜辺地 ③三井辺地
- ④富士越川辺地 ⑤豊里来運辺地

- ① 充当率が100%となることで、事業実施年度にほぼ**一般財源**を使わずに済む
- ② 起債償還額に対して、7割が**交付税措置**される

「過疎地域指定」を受けて何が変わる⑦

まとめ

- ★ 幅広い事業等に過疎対策事業債を**100%**活用することができ、起債償還額の**70%**が普通交付税に反映される。
- ★ 普通交付税の増加により**収支バランスの改善**に徐々に効果。

注意点

- ★ 斜里町の将来を見通した**計画的な整備**が必要。
(過疎計画、公共施設等総合管理計画との整合)
- ★ ウトロ地域など（辺地地域）での整備は、ほぼ変更なし
(すでに辺地対策事業債を活用済)。
- ★ 施設等の増加により**維持管理費の増加、スタッフ確保のリスクも**。

3. 町財政のその後 ～コロナ禍、過疎地域指定を 踏まえて～

基金とは

基金とは、特定の目的のために資金を積み立て、財産の維持や事業費の財源に充てるために準備する**貯金**のようなもの

財政調整基金とは

年度によって町税などの歳入に増減があり、収支が不足する場合があるため、このような**年度間の財源不足に備える**ため設置している基金。一般的に標準財政規模（斜里町では約60億円）の10%～20%が適正とされています（斜里町では**6億円～12億円**）。

町財政のその後～コロナ禍、過疎地域指定を踏まえて～②

斜里町の財政（基金残高の推移）

35.0

■単位：億円

30.0

25.0

20.0

15.0

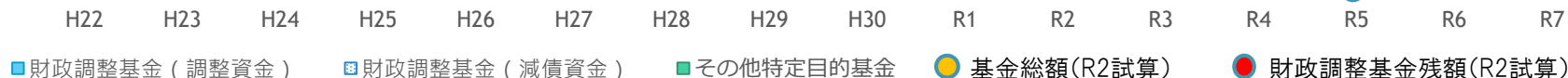
10.0

5.0

0.0

要注意
ライン

危険
ライン

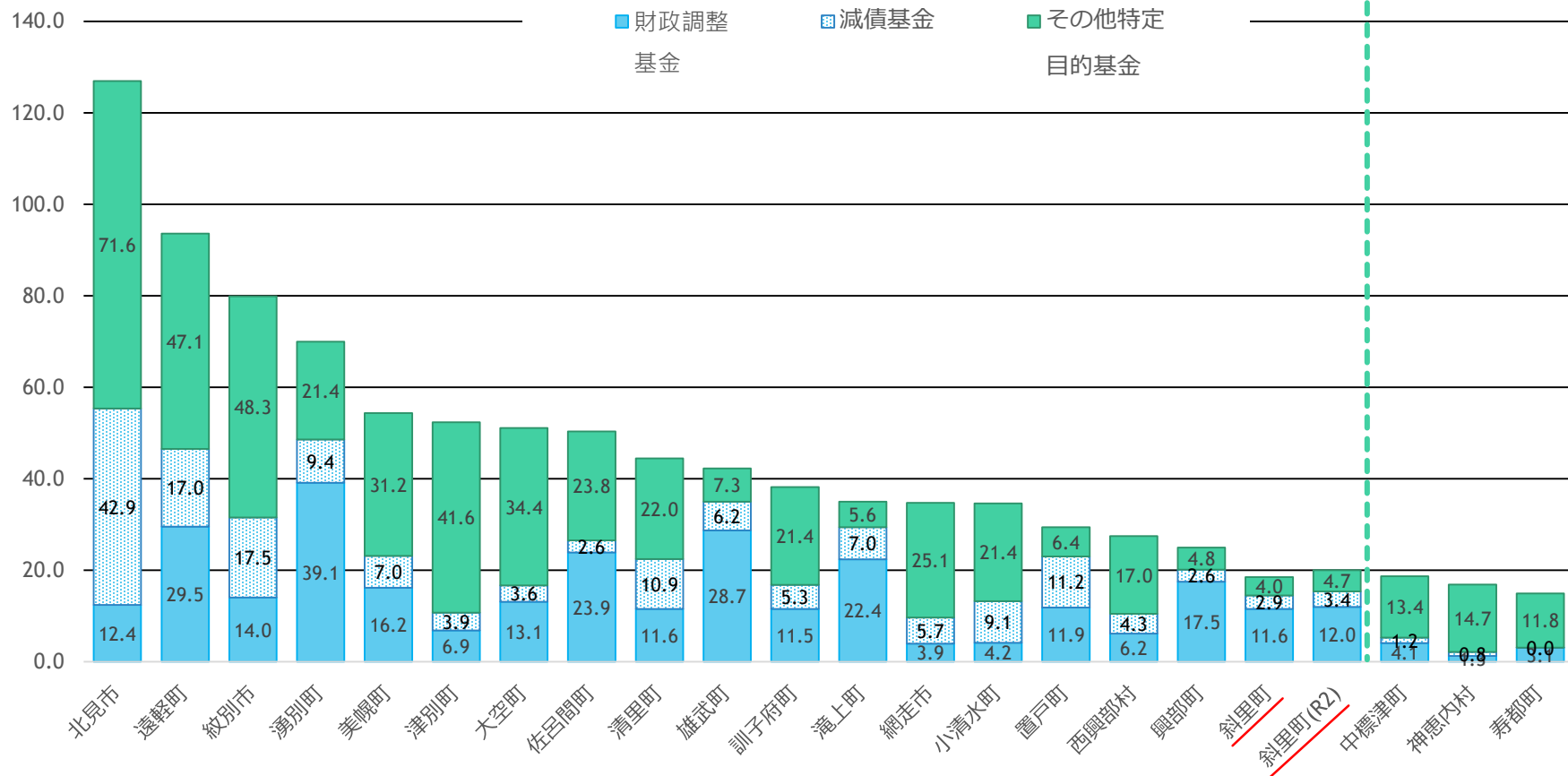


※H22～R2は決算値、R3～R7は財政収支試算による

- ①R2年度決算では、病院会計貸付金の繰り延べ、コロナ禍による国の特例措置や各種事業の中止などにより基金の大幅減を回避。
- ②R3年度以降、**過疎地域指定**による影響、**地方交付税の増加**などにより、基金の減少傾向が緩やかになると見込まれる。

町財政のその後～コロナ禍、過疎地域指定を踏まえて～③

基金現在高の比較（管内・令和元年度末）



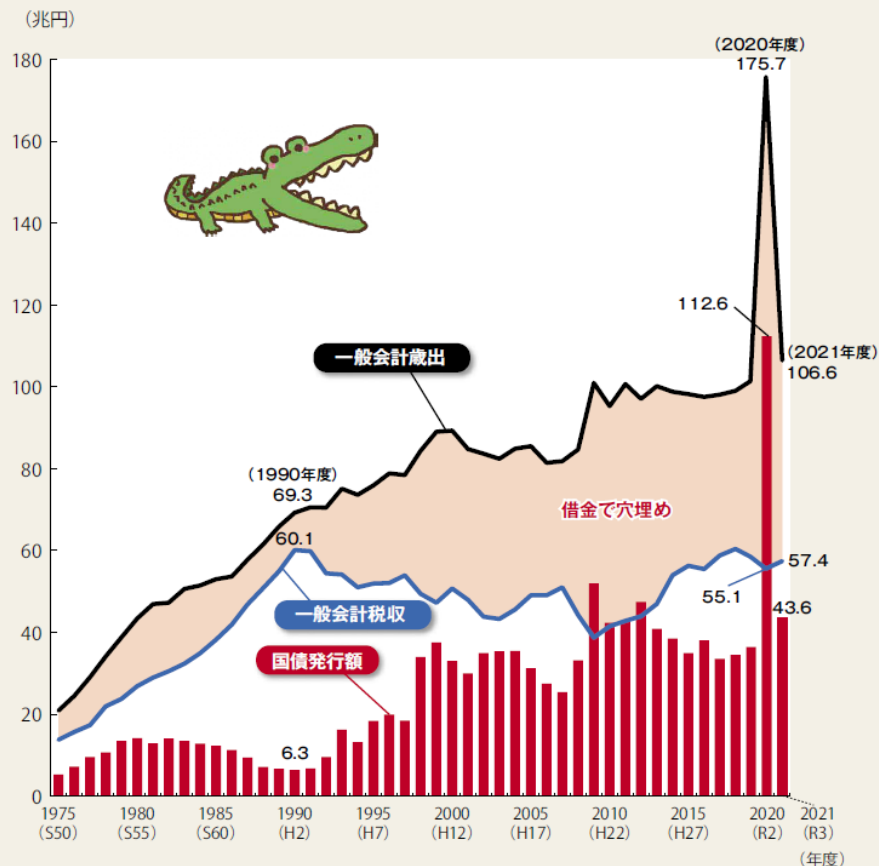
※基金現在高に「国民健康保険基金」「介護給付費準備基金」は含んでいない

- ①斜里町の基金現在高は、**管内で最下位**
- ②他管内の危機的とされる町村に近いレベルとなっている
- ③R2年度で改善したものの、大きな状況の変化には至っていない

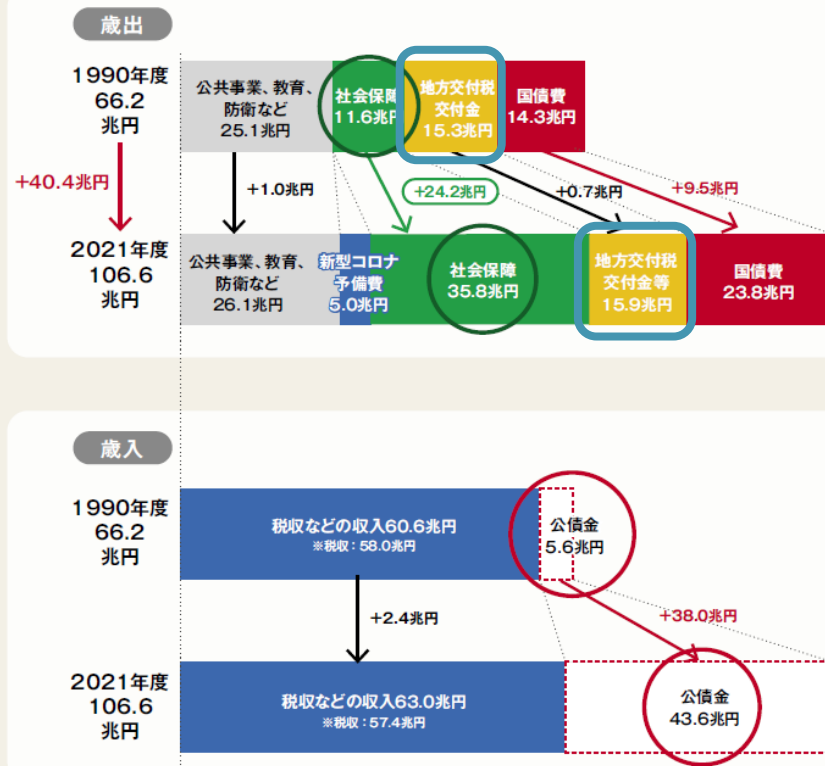
町財政のその後～コロナ禍、過疎地域指定を踏まえて～④

国の財政について（「これからの日本のために 財政を考える」財務省より）

【日本の借金への依存】



【財政構造の変化】



町財政のその後～コロナ禍、過疎地域指定を踏まえて～⑤

これからの斜里町の財政は・・・

「令和3年度第6次斜里町総合計画実施計画」より

①当面の**危機的状況は回避**の見通し。

- 病院会計への基金繰替運用の回避
- 過疎地域の指定
- 地方交付税の増額など

②懸念材料

- **基金総額**は変わらず**管内最下位レベル**
- 今後の漁業の不振やコロナ禍による観光業への影響（税収減）
- 国の財政不安（**インフレ懸念**など）

「アクションプランの継続」
により、経常的収支を改善し
て投資財源を確保

未来の斜里町に向けて今後の投
資を「計画的に」行う

「アクションプラン」の実施に
ご理解とご協力をお願いします。

第7次斜里町総合計画（R6-
15）の策定にご参加ください。

町財政のその後～コロナ禍、過疎地域指定を踏まえて～⑥

第7次総合計画策定のスケジュール

	令和4年度								令和5年度										
	4－6月		7－9月		10－12月		1－3月		4－6月		7－9月		10－12月		1－3月				
			6次計画の総括			7次計画策定													
専門委員会 体制確立	公募・委嘱																		
総合計画案 (委員会案)策定			委員会6回、部会8回程度															第 7 回	
総合計画案策定						中間報告						委員会提言		庁内最終調 整	提案				
広報・広聴	アンケート HP開設					町民懇談会・ パブコメ					アンケート		町民懇談会・ パブコメ						
議会						中間報告			予算				報告協議		(議決)	又は(議決)			



今後**10年間**に向けた議論が始まります